平成３０年９月２７日

居宅介護支援事業所　管理者　様

伊達市高齢福祉課

生活援助中心型の訪問介護が厚生労働大臣が定める回数以上

となる場合の届出について（通知）

日頃より市福祉行政にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、「伊達市介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の要件並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に係る基準に関する条例」第１５条第２０号の規定に基づき、厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護を位置付ける場合にあっては、その妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を伊達市に届け出ることが義務化されました。

　つきましては、提出書類等について下記のとおり通知いたします。

記

**１　届出対象**

　平成３０年１０月以降に作成又は変更した居宅サービス計画のうち、厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護（平成３０年厚生労働省告示第２１８号）に規定する要介護度別の利用回数以上の訪問介護を位置付ける居宅サービス計画

厚生労働大臣が定める回数（１月あたりの回数）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 要介護１ | 要介護２ | 要介護３ | 要介護４ | 要介護５ |
| ２７回 | ３４回 | ４３回 | ３８回 | ３１回 |

※生活援助中心型のみ対象（身体介護が混在するサービスは除きます）

**２　提出書類**

　１生活援助中心型の訪問介護が厚生労働大臣が定める回数以上となる場合の届出書

　２基本情報シート

　３アセスメント表

　４居宅サービス計画（第１表～第７表）

**３　提出期限**

　利用者へ居宅サービス計画を交付した月の翌月末日まで

**４　提出先**

　伊達市健康福祉部高齢福祉課介護保険係（事前に電話等で連絡をお願いします）

**５　その他**

　市では必要に応じて助言または是正を促します。

多職種連携会議への出席を求めることもありますのでご協力ください。

【事務担当　伊達市健康福祉部高齢福祉課介護保険係　電話　024-575-1299（直通）】